

平戸市業務委託契約に関する 再委託ガイドライン

令和 7 年 3 月

平戸市財務部財政課

目 次

	ページ
1 はじめに	・・・ 1
2 対象となる業務	・・・ 1
3 一括再委託の禁止	・・・ 1
(1) 一括再委託とは	
(2) 一括再委託の禁止	
4 主要な部分と契約金額による判断	・・・ 2
(1) 仕様書などの設計図書等への明示による「主要な部分」の判断	
(2) 契約金額による判断	
5 運用凡例（再委託の取扱い）	・・・ 3～6
(1) 再委託できない場合（一括再委託に該当するもの）	3～4
(2) 再委託できる場合（一括再委託に該当しないもの）	5～6
6 一括再委託の例外措置	・・・ 7
7 再委託の承諾について	・・・ 7～8
(1) 承諾手続き	
(2) 再委託先として認められない相手	
8 無届で再委託を行ったものに対する措置	・・・ 8
9 シルバー人材センターとの委託契約にかかる留意事項	・・・ 9
10 その他	・・・ 9
※ 再委託する場合の事前申出に係る文書（契約時の配布文書）	10
※ 再委託承諾申出書（様式1）	11
※ 履行体系図（様式1別表）	12
※ 再委託承諾書（様式2）	13

1 はじめに

本市においては、委託業務に関し、平戸市契約規則（平成 17 年規則第 44 号）第 37 条及び委託契約書第 5 条において権利義務の譲渡について明記し、同契約書第 7 条において一括再委託等について明記している。また、同契約書同条第 3 項では「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」と定めている。

しかしながら、これまで、本市における再委託の基準等が整備されていないことから、発注課の判断にて手続きを行っている。

こうしたことから、本市が発注する委託業務において再委託の適正化を図るため、その基準と運用についてガイドラインを定めるものである。

本ガイドラインは、令和 7 年 4 月 1 日以降の契約に適用する。

2 対象となる業務

●委託業務（委任又は請負とする役務の提供）

【例】業務委託

賃貸借 [保守、点検等の役務の提供を含む]

建設工事関連業務

[測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務
地質調査、補償関係コンサルタント]

3 一括再委託の禁止

（１）一括再委託とは

業務のうち、次に該当するものを第三者に委任又は請け負わせることをいう。

- ① 委託業務の全部
- ② 委託業務の主要な部分（発注者が仕様書等で主要な部分に指定した業務）
- ③ 契約金額の概ね 2 分の 1 以上に相当する部分

※ただし、契約金額の概ね 2 分の 1 以上に相当する部分であっても、再委託する業務の実施を受注者自らが直接「指揮、監督」することで、業務の実施に直接関与する場合を除く。

※「指揮、監督」とは、再委託の受注者（第三者）に対して、必要な指示、承諾、協議又は打合せ等の事務を処理することや、再委託業務の実施過程において仕様書等に適合しない場合に修補を指示して適正な成果品にさせること等をいう。

（２）一括再委託の禁止

一括再委託（上記①～③）は原則禁止とする。

4 主要な部分と契約金額による判断

主要な部分又は契約金額の概ね2分の1以上に相当する業務の再委託は「一括再委託」に該当するため再委託できないことを踏まえ、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 仕様書などの設計図書等への明示による「主要な部分」の判断

業務の履行にあたって、受注者が自ら履行しなければならないものについては、仕様書等に「主要な部分」として明示すること。

主要な部分として明示（指定）された業務は再委託できない。

【業務の分類】

① 主要な部分（再委託できないもの）

- i 当該業務の目的を達成するために必要不可欠な業務
- ii 当該業務における基本的又は中心的なものに位置付けられる業務

■「主要な部分」の例

：業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等

② 第三者が行っても差し支えない業務（承諾を得て再委託できるもの）

- i 当該業務を行うにあたり必要なものではあるが、付随的な業務
- ii 当該業務の基本的又は中心的なものに対して、補助的な業務

③ 軽微な業務（承諾を要せずに再委託できるもの）

■「軽微な業務」の例

：コピーや資料の収集・整理、単純な集計、原稿の入力、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入等

《ポイント①》

下記3つの業務分類に区分した上で、仕様書等において主要な部分（再委託できないもの）をあらかじめ明記しておくこと。

- ① 受注者として自らが行うべき業務（主要な部分）
- ② 第三者が行っても差し支えない業務（承諾を要する部分）
- ③ 容易に遂行できる軽微な業務（承諾を要しない部分）

(2) 契約金額による判断

仕様書等に主要な部分の明示ができない場合でも、契約金額の概ね2分の1以上に相当する業務（一部を除く）の再委託は一括再委託に該当するものとする。

《ポイント②》

再委託が想定される場合は、契約締結後、速やかに受注者から見積内訳書を徴取することが必要である。

5 運用凡例（再委託の取扱い）

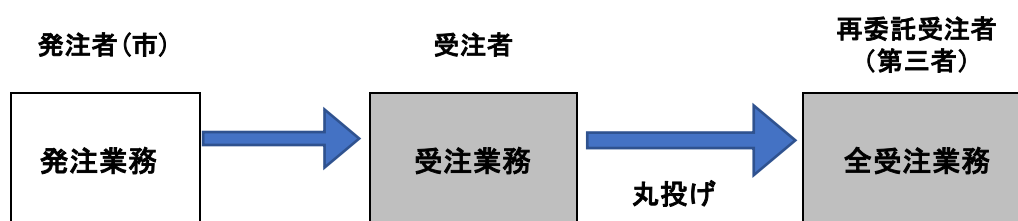
再委託の運用にあたっては、委託業務はその形態や内容が多岐にわたり、さらには業務における分業化や専門化等が進んでいる状況があることから、次の判断例を参考とすること。

（１）再委託できない場合（一括再委託に該当するもの）

① 受注者が全ての業務又は主要な部分を再委託するとき

（受注者が再委託受注者に直接「指揮、監督」する場合でも再委託できない。）

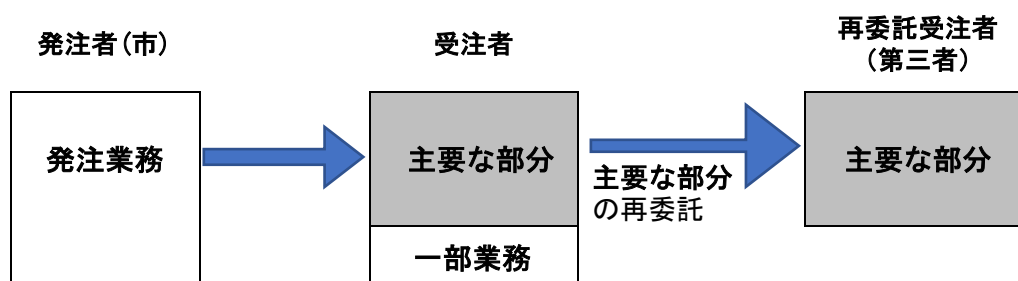
i 受注業務の全てを一括再委託（いわゆる「丸投げ」）する場合



ii 受注業務の一部は自らが実施するが、主要な部分を再委託する場合

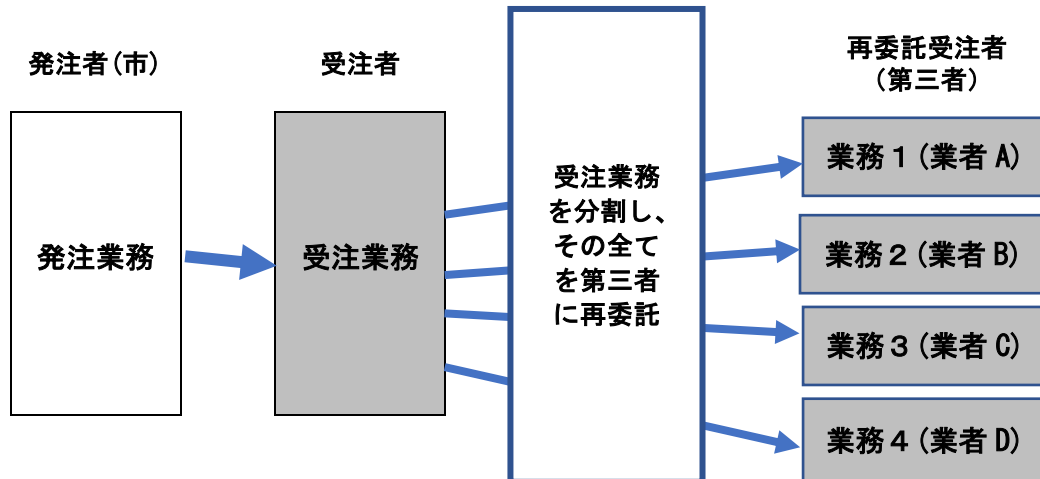
（契約金額の概ね2分の1以上に相当する業務を再委託する場合も含む。）

【例】受注者が、自らの営業種目である「建物清掃」として主要な業務である施設清掃委託を請け負ったにも関わらず、同じ「建物清掃」を営業種目とする第三者に再委託する場合



② 全ての業務を分割して複数の業者に再委託するとき

【例】仕様書において「主要な部分」を明示しなかった場合について、業務を細分化して複数の者に全て再委託し、自らは契約の履行場所に常駐していないため、実際に直接「指揮、監督」を実施していると認められないとき



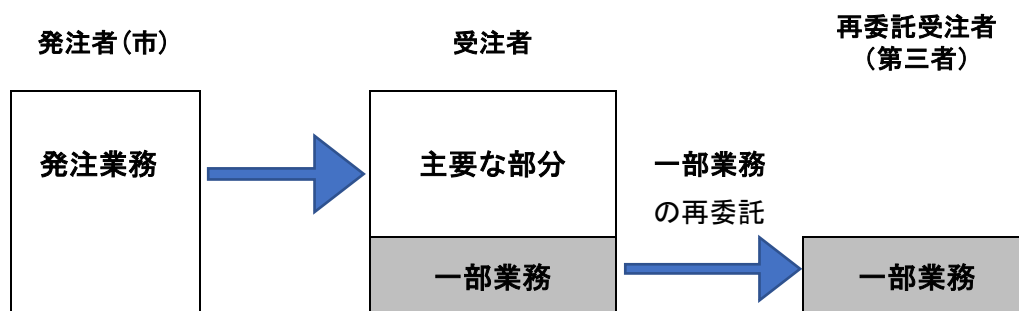
《ポイント③》

再委託ができない範囲を、全部、主要な部分及び契約金額の2分の1以上に相当する部分と定める。

主要な部分を受注者自らが行う場合でも、再委託する複数業務の合計金額が契約金額の概ね2分の1以上に相当する業務については一括再委託に該当することから、再委託できない。(一部の場合を除く)

(2) 再委託できる場合（一括再委託に該当しないもの）

① 受注業務の大部分又は主要な部分は自ら実施し、業務の一部を再委託するとき

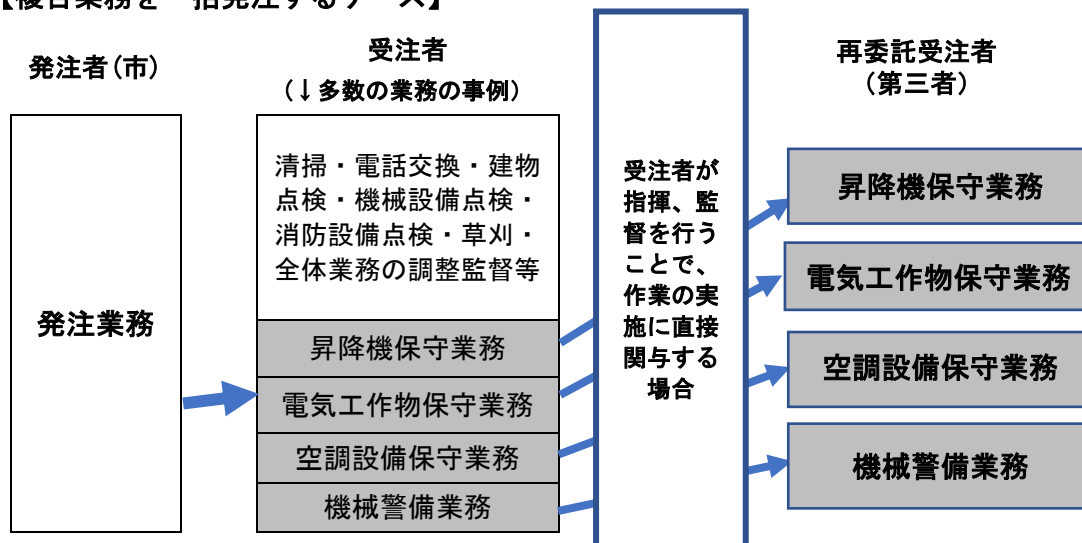


② 多数の業種を含む業務を一括した複合業務として受注した場合、受注者が自ら実施できない業務について、複数の業者に再委託するが、自ら直接「指揮、監督」を行い、作業の実施に直接関与するとき

【例】 発注者側の都合により複数業務を一括発注するケースで、業務の内容が多岐にわたるため、契約内容の全てを一者単独で履行できる業者がない場合

※ 施設の総合管理など業務内容が多岐にわたることから、契約内容の全てを一者単独で履行できる者がほとんどいないために業務を分割し、受注者自ら一部の業務を実施するが、自らでは実施できない業務を第三者へ再委託しなければ契約が履行できない場合がこれに該当する。

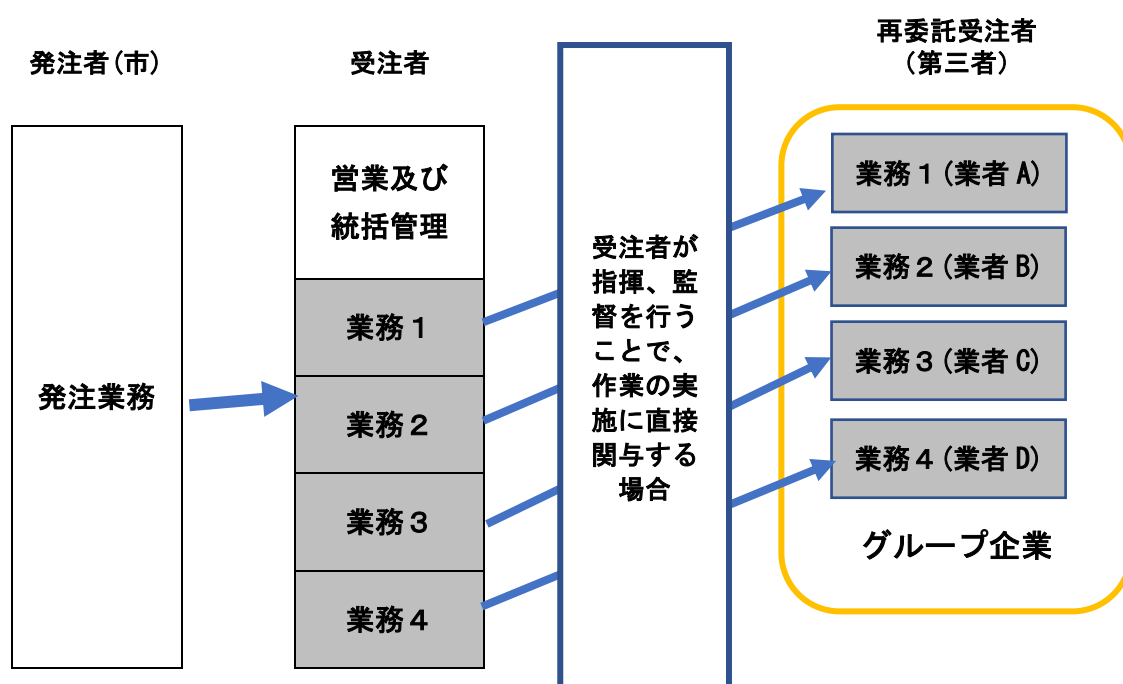
【複合業務を一括発注するケース】



③ 業務を細分化して複数の業者に再委託するが、再委託の相手方それぞれの業務実施について、受注者が直接「指揮・監督」を行い、作業の実施に直接関与するとき

【例】グループ企業の間で営業と役務提供を分業している場合などが該当する。

グループ企業への部分委託や専門化による分業委託化が拡大している現在、その広がりにはコンピュータシステムの開発・改修、機械・設備の維持管理、印刷と製本、設計業務における建物設計と構造計算等に見受けられる。具体例として、機械や電算システム等の開発・保守管理等では、機械やシステム等の製造・開発メーカー等で会社の各部門の営業を行う会社と役務サービスの提供を行う会社に分社化、グループ化している場合がある。



《ポイント④》

契約金額の概ね2分の1以上に相当する業務を再委託できる場合は、複合業務等の理由があるため業務を細分化して複数の者に再委託するにあたり、受注者自らが主要な部分を実施するとともに、再委託それぞれの業務の実施現場において再委託受注者に対して受注者が直接「指揮、監督」する場合に限るものである。

《ポイント⑤》

再委託を行う場合には、受注者は、あらかじめ、発注者（市）に承諾申出を行い、発注者（市）の承諾を得ること。また、発注者は、「指揮、監督」の実態を必ず確認すること。

6 一括再委託の例外措置

災害等による特別の事情により再委託をしないと市民生活等に影響がある場合など、本市がやむを得ない事由があると認める場合は再委託することができる。

【例】災害等緊急の事情により受注者自ら履行することが困難となったため、再委託しないと市民生活等に影響が生じる場合

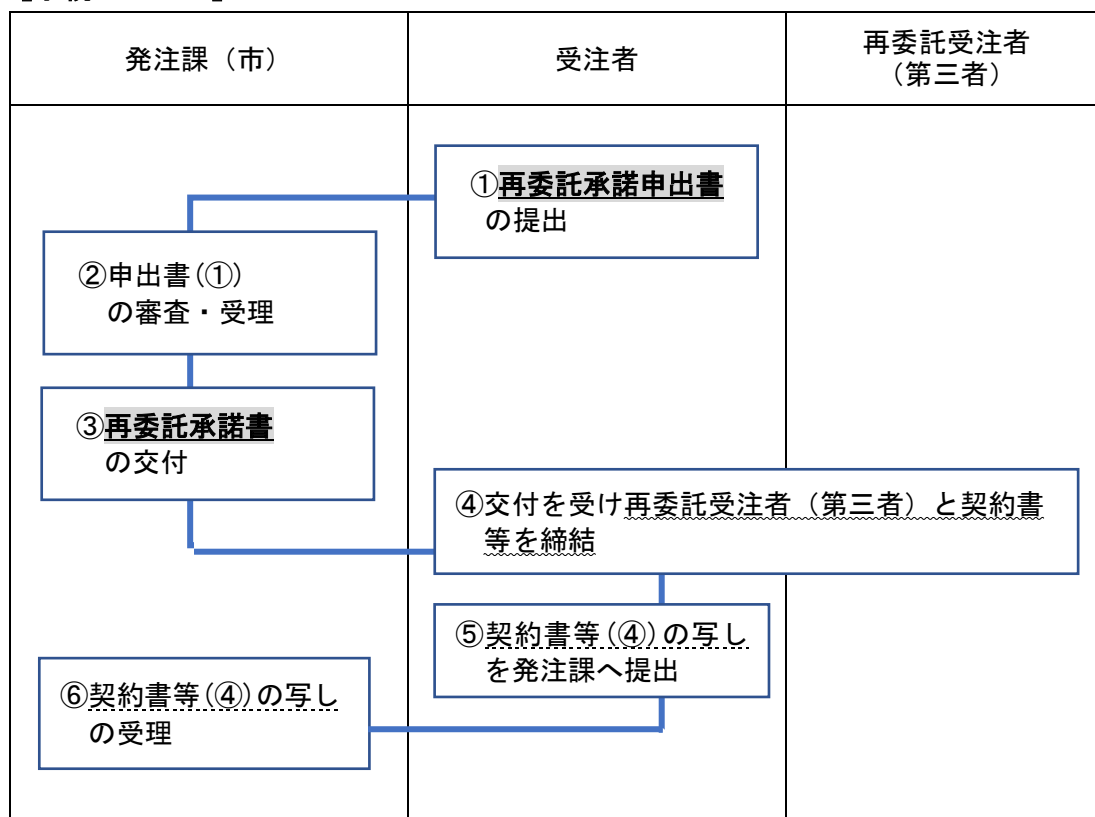
7 再委託の承諾について

(1) 承諾手続き

受注者は、再委託しようとするときは、「再委託承諾申出書（様式１）」に必要事項を記載し、事前に発注課へ提出するものとする。

発注課は、申出書の内容を審査し、再委託が妥当と判断される場合には市長名をもって、受注者に「再委託承諾書（様式２）」を交付するものとする。

【手続のフロー】



(2) 再委託先として認められない相手

下記に該当する場合、履行内容や金額に関わらず再委託先として認められない。

① 再委託受注者（第三者）が指名停止措置を受けている場合

受注者は、平戸市建設工事指名停止措置要領（平成 19 年告示第 104 号）の規定により指名停止期間中にある第三者に再委託することはできない。

ただし、災害等による特別の事情により再委託をしないと市民生活等に影響がある場合や、著作権等の知的財産権を有する場合など履行可能な第三者が限定される場合は、同要領第 7 条ただし書を準用し、再委託を可能とする。

② 再委託受注者（第三者）が平戸市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年告示第 69 号）別表第 1 に規定する措置要件のいずれかに該当する者と認められる場合

8 無届けで再委託を行ったものに対する措置

受注者が、発注者の承諾を得ずに無届けで再委託を行った場合は、本ガイドラインに違反した契約違反となり、契約解除や違約金支払いの原因となるほか、入札参加制限や指名停止の措置要件に該当することがある。

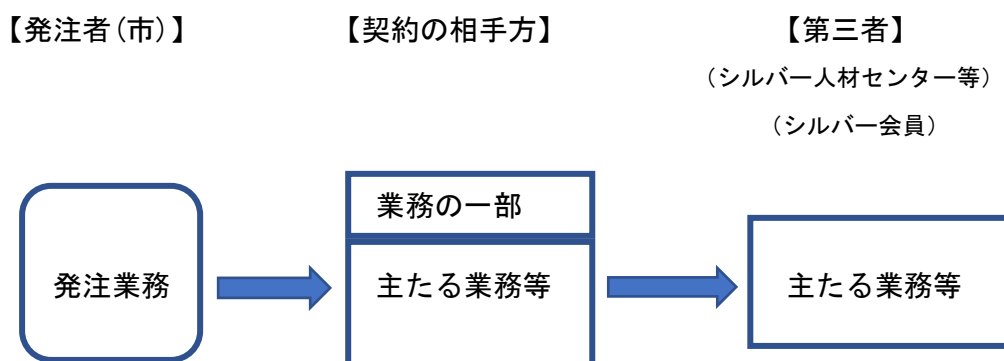
また、履行完了後に不適切な再委託が判明した場合も同様の措置とする。

《ポイント⑥》

発注者（市）の承諾を得ずに無断で再委託することは契約違反に該当する。
この場合、指名停止等の措置の対象になる。

9 シルバー人材センターとの委託契約にかかる留意事項

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に規定するシルバー人材センターとの間で地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の随意契約による役務の提供を受ける契約を締結する場合は、一括再委託の例外として取り扱うこととする。



シルバー人材センターは、官公庁等から業務を請け負うなどの形態により受注し、受注した業務を就業希望の高齢者（会員）の働く場として提供している。

また、シルバー人材センターは、法に設置根拠をもった公益社団法人であり、就業希望の高齢者と発注者をつなぐ機能を担っている。

この時、発注者・シルバー人材センター・会員の相互関係は、発注者とシルバー人材センターが業務の完成を目的とした請負契約を締結し、その請負業務の完成を目的とした契約をシルバー人材センターと会員が締結して業務を実施している。

この形態は、一般的には一括再委託にあたるものであるが、シルバー人材センターの設置の趣旨を踏まえ、これを再委託の例外として取り扱うこととし、再委託の承諾を要しない例外的措置とする。

10 その他

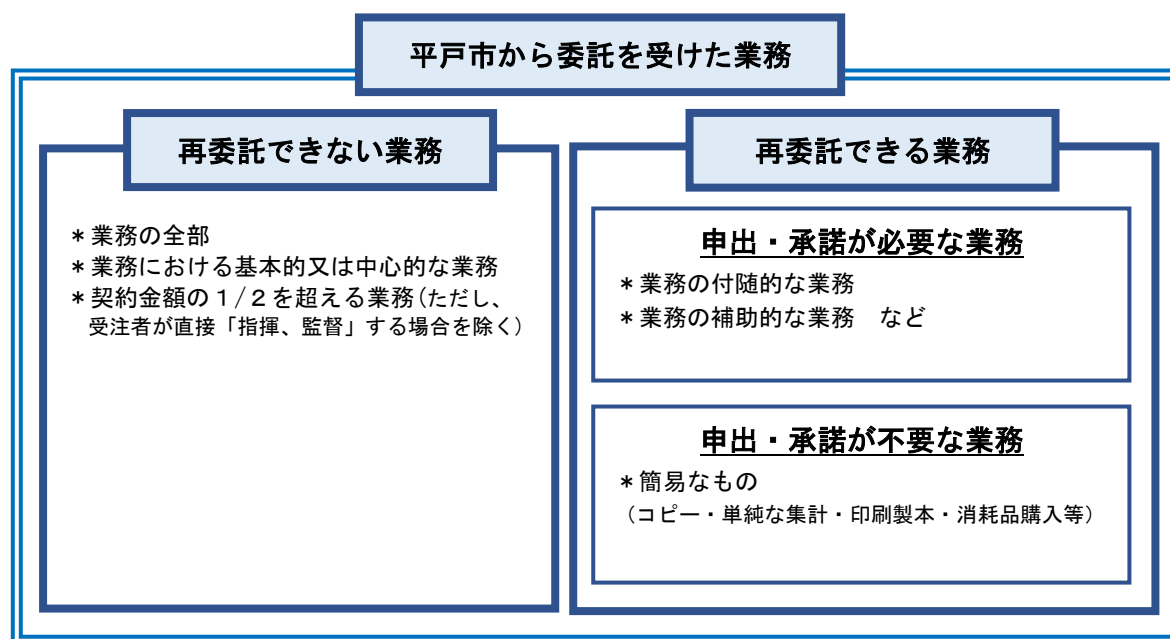
発注者は、契約手続きの際に、「再委託する場合の事前申出に係る文書」（契約時の配布文書、10 ページに記載する案内文）を受注者に手渡し周知すること。

委託業務を再委託する場合は、事前の申出・承諾が必要です

《外注や下請けなどを発注する場合は十分ご注意ください》

平戸市と業務委託締結した業務を再委託する場合は、事前の申出・承諾手続きが必要です。承諾を受けずに再委託した場合は、契約違反となり、契約解除や違約金支払いの原因となるほか、入札参加制限や指名停止に該当する場合があります。

- ①受注者は、業務の再委託を行う場合、事前に発注課へ申出書を提出してください。
- ②発注課は、①の再委託を承諾する場合、承諾書を交付します。
- ③受注者は、承諾書を受領した後に、再委託先と書面による契約を結んでください。
- ④受注者は、再委託先と締結した契約書等の写しを発注課へ提出してください。



(注意) 再委託先には制限があります。以下に該当する方への再委託はできません。

- ・市の指名停止措置を受けている者、市の入札参加制限措置を受けている者
- ・暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者

※「再委託」とは・・・契約の履行にあたり、委託業務に係る履行の全部又は一部について、第三者に委託し又は請け負わせることです。委託業務の一部を契約者自らが実施せず、外注や下請けに発注する場合は、発注前に手続きが必要です。
(再委託先がさらに再委託を行う場合も同様とします。)

(様式 1)

年 月 日

平戸市長 様

(受注者)

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

(提出責任者氏名 電話番号)

再委託承諾申出書

年 月 日付けで() 契約を締結した下記業務について、業務の一部を下記のとおり再委託したいので承諾願います。

記

- 1 業務名称
- 2 業務場所
- 3 再委託の業務内容
- 4 再委託の相手方
 - (1) 住所又は所在地
 - (2) 商号又は名称
 - (3) 代表者職・氏名
- 5 再委託における業務の担当責任者
- 6 再委託する業務の契約金額
- 7 再委託の必要性及び再委託予定者を選定した理由
- 8 添付書類
(様式 1 別表、見積書等の業務内容及び再委託予定金額、同種業務の実績を示す書類等)

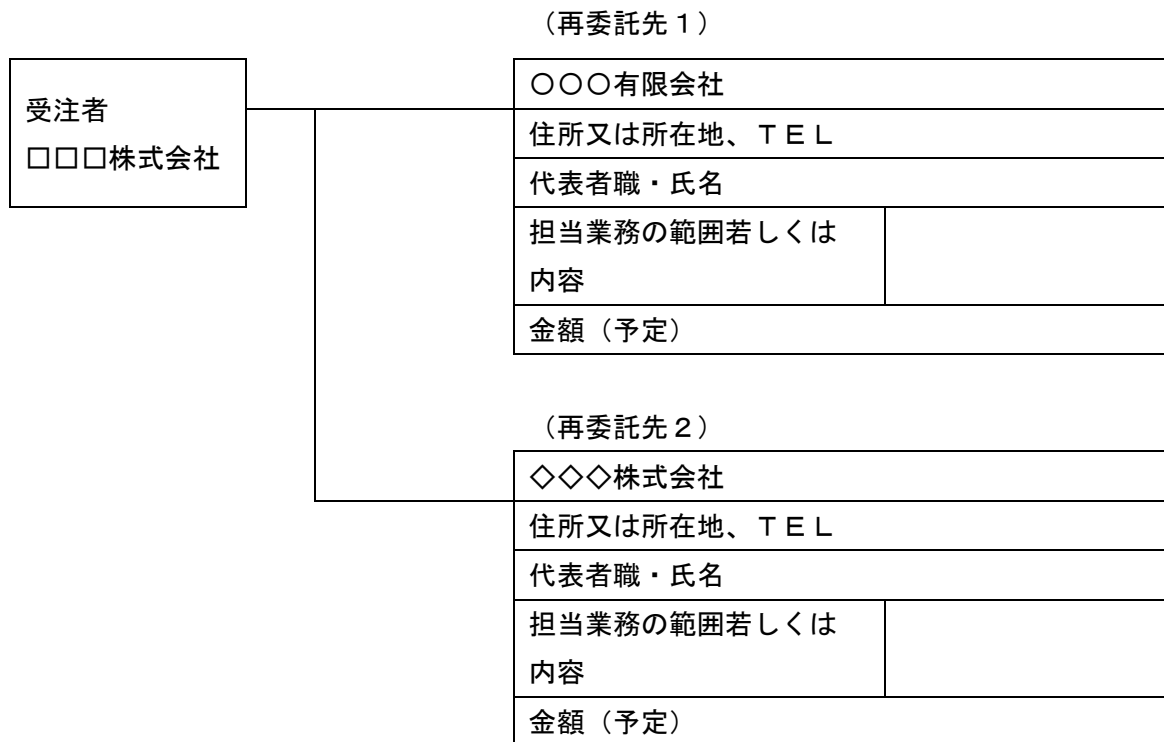
※必要に応じて実績等が分かる書類を提出してください。また、再委託先との契約書等は、承諾後、速やかに提出してください。

※複数の者に再委託する場合は、それぞれの役割及び体制が分かる書類を作成の上、提出してください。

※承諾を得て再委託となった者が、さらに第三者に委託（再々委託）する場合も、同様にガイドラインが適用されます。

(様式 1 別表)

履行体系図



- ※ 1 「再委託承諾申出書」の添付資料として提出すること。
- ※ 2 仕様書等で指定した軽微な部分の再委託の相手方の記載は対象外とする。
- ※ 3 金額については、「再委託承諾申出書」に記入した金額（予定）を記載すること。

(受注者) 様

平戸市長

再委託承諾書

年 月 日付けで申出があった再委託について、下記の条件を付して承諾します。

記

- 1 業務名称
- 2 業務場所
- 3 再委託の業務内容
- 4 再委託の相手方
 - (1) 住所又は所在地
 - (2) 商号又は名称
 - (3) 代表者職・氏名
- 5 再委託の承諾の条件
 - (1) 受注者は、承諾を得て再委託の相手方となった者（以下「再委託相手方」という。）が、さらに第三者に委託する場合であってもその業務を一括して委任又は請け負わせることはできない。
 - (2) 受注者は、再委託相手方に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先のすべての行為及びその結果についての責任を負うこと。
 - (3) 受注者は再委託相手方の業務の履行により、本市に損害を与えたときは、受注者が本市に対する賠償の責を負うこと。
 - (4) 契約内容のうち、再委託相手方による業務の履行に係る部分について不適合があったときは、受注者がその不適合の責任を負い、誠実に業務を補正し履行すること。
 - (5) 再委託にあつては、受注者は再委託相手方に対する対価の支払い等について、適正な取り扱いを行うこと。
 - (6) 再委託相手方が、この承諾の条件に違反した場合には、この承諾を取り消すものとする。この場合において、受注者に損害が生じた場合であっても、本市はその一切の賠償の責を負わない。